



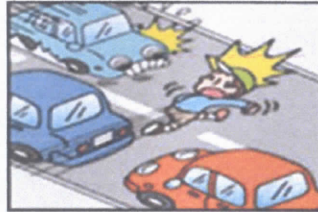
こうつうあんぜんテスト

(1・2ねんせいよう)



ただしものには○を、まちがっているものには×をかいてください。

- ① どうろに とまっている くるまとくるまのあいだから どうろを わたってはいけない。

☐

- ② いえのまえなら どうろで あそんでも よい。

☐

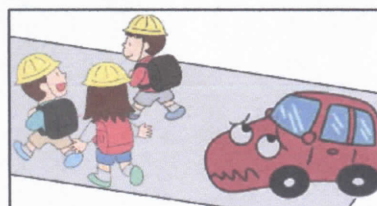
- ③ どうろに ほどうがあるときは ほどうを あるく。

☐

- ④ しんごうがない こうさてんや まわりがみえにくい ばしょでは とまったり あんぜんかくにんを しなくてもよい。

☐

- ⑤ ともだちとはなしをしながら どうろにひろがって あるいてはいけない。

☐

<交通安全テスト>

平成30年4月号

解答・解説 (1・2年生用)

- ① どうろに とまっている くるまとくるまのあいだから どうろを わた
ってはいけない。【○】

A：車と車の間から道路を横断してはいけない。

- 道路交通法第13条第1項（横断の禁止の場所）

歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によって道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従って道路を横断するときは、この限りでない。

<指導のポイント>

止まっている車と車の間や、車の前後から道路を横断すると、その車の陰に隠れてしまうので、車道を走行してくるドライバーからの発見が遅れ、交通事故に遭う可能性が非常に高いので絶対にやめましょう。

道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。

また、信号機のある交差点を渡るときは信号を守って渡りましょう。

- ② いえのまえなら どうろで あそんでも よい。【×】

A：家の前であっても道路で遊んではいけません。

- 道路交通法第76条第4項（禁止行為（抜粋））

何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

第2号 道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ちどまっていること。

第3号 交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

- 交通の方法に関する教則 第1章第4節（道路ではいけないことなど（抜粋））

1 道路上で次のような危険なことをしてはいけません。

(1) 立ち話をしたり、座ったり、寝そべったりなどして交通の妨げとなること。

<指導のポイント>

通りなれた道路でも危険はいっぱいです。

道路で遊ばないようにしましょう。

車は突然動いたり、方向を変えることがあります。

駐車場や駐車車両の近くでも遊ばないようにしましょう。

また、道路上で座ったり、寝そべったりしていると自動車の運転手の座席の位置から死角となり道路上の子どもが全く見えないという状況もあり大変危険です。

- ③ どうろに ほどうがあるときは ほどうを あるく。【○】

A：道路に歩道があるときは歩道を歩きましょう。

- 道路交通法第10条（通行区分（抜粋））

歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

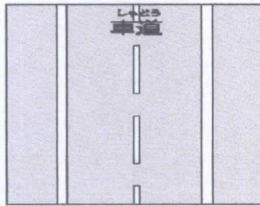
2 歩行者は、歩道等と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。

- 1 車道を横断するとき。
 - 2 道路工事等のため歩道等を通行することができないとき、その他やむを得ないとき。
- 交通の方法に関する教則第2章第2節（歩行者の通るところ）
- 1 歩道や幅の十分な路側帯がある道路では、道路工事などで通行できない場合を除き、その歩道や路側帯を通らなければなりません。

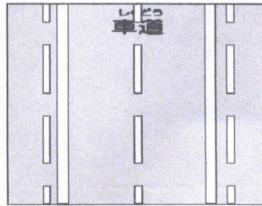
<指導のポイント>

歩行者が通る所は

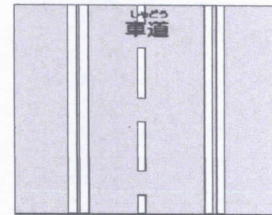
- 歩道
- 路側帯



路側帯
(白い1本線)



駐停車禁止路側帯
(白い1本線と破線)



歩行者用路側帯
(白い線が2本)

- 歩道も路側帯もない道路では、歩行者は道路の右側端を通ること。
- ※ ただし、道路工事をしている等、右側端を通行することが危険である場合は道路の左側端に寄って通行することができる。

④ しんごうがない こうさてんや まわりがみえにくい ばしよでは とまったり あんぜんかくにんを しなくてもよい。 【×】

A：信号のない交差点や見通しの悪いところでは道路の端で立ち止まって、左右を確認しましょう。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節3（信号機のない場所で横断しようとするとき）
- (1) 近くに横断歩道橋や横断用地下道など安全に横断できる施設がないときは、道路がよく見渡せる場所を探しましょう。
 - (2) 歩道の縁や道路の端に立ち止まって、右左をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめましょう。
 - (3) 車が近づいているときは、通り過ぎるまで待ちます。そして、もう一度右左をよく見て、車が近づいて来ないか確かめましょう。
 - (4) 車が近づいていないときは、速やかに横断を始めましょう。車が止まってくれたときは、ほかの車の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めましょう。この場合、道路を斜めに横断したり走ったりしてはいけません。
 - (5) 横断中も車が近づいて来ないかどうか周りに気をつけましょう。止まっている車の陰から別の車が突然出てくることがありますから注意しましょう。

<指導のポイント>

子どもの交通事故の多くは、道路を横断しているときや横断しようとして道路に飛び出した時に発生しています。

信号機のない小さな交差点や曲がり角などでも、一旦立ち止まり、しっかりと安全確認をしましょう。

⑤ ともだちとはなしをしながら どうろにひろがって あるいてはいけない。 【○】

A：道路に広がって歩いてはいけません。

● 道路交通法第10条（通行区分（抜粋））

歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

● 交通の方法に関する教則第2章第2節（歩道の通るところ（抜粋））

- 3 歩道も幅の十分な路側帯もない道路では、歩行者は道路の右端を通らなければなりません。しかし、右端を通ると横断を繰り返すことになってかえって危険な場合などは左端を通ることができます。

<指導のポイント>

歩道も幅の十分な路側帯もない道路では、歩行者は道路の右端を通らなければなりません。

友達と話をしたりしながら、道路に広がって歩いてはいけません。

また、道路を歩くときは後ろから来る車や自転車にも十分注意しましょう。



こうつうあんぜん

交通安全テスト (3・4年生用)

なんせいよう



ただ 正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 道路の向こう側で友達が遊んでいるのが見えたり、友達に名前を呼ばれたりしたら、そのまま走り出してもよい。


☐

- ② 正しい自転車のイスの高さは、自転車にまたがった時に片方の足先が地面に着く高さであればよい。


☐

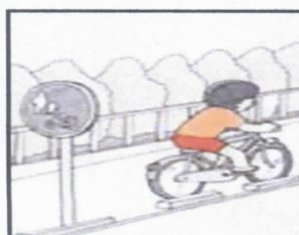
- ③ 自転車に乗っているときに、一時停止「止まれ」の標識がある交差点があったが、あまり車が通らない所なので自転車のスピードを落として渡った。


☐

- ④ 自転車で走行中、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、その信号に従って横断する。


☐

- ⑤ 自転車で歩道を走る時は、歩道上であれば、どこを走行してもよい。


☐

解答・解説 (3・4年生用)

- ① 道路の向こう側で友達が遊んでいるのが見えたり、友達に名前を呼ばれたりしたら、そのまま走り出してもよい。【×】

A：走り出してはいけない。

立ち止まって、左右をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめましょう。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節3 (信号機のない場所で横断しようとするとき(抜粋))

(2) 歩道の縁や道路の端に立ち止まって、右左をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめましょう。

(3) 車が近づいているときは、通り過ぎるまで待ちます。そして、もう一度右左をよく見て、車が近づいて来ないか確かめましょう。

- 道路交通法第12条 (横断の方法)

1 歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければならない。

2 歩行者は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

- 道路交通法第13条 (横断の禁止の場所)

1 歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によって道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従って道路を横断するときは、この限りでない。

2 歩行者は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはならない。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節1 (横断の場所(抜粋))

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。

なお、「歩行者横断禁止」の標識のあるところでは、横断してはいけません。ガードレールのあるところで横断するのも極めて危険です。また、自転車横断帯には入らないようにしましょう。



歩行者横断禁止

<指導のポイント>

子どもは、興味のあるものや知っている人を見掛けると、急に道路に飛び出すことがあります。

子どもの交通事故の多くが飛び出しによるものです。

家や公園等から出るときには絶対に飛び出さないようにしましょう。

また、道路の向こう側にいる友達に、不用意に呼びかけないようにしましょう。

- ② 正しい自転車のイスの高さは、自転車にまたがった時に片方の足先が地面に着く高さであればよい。【×】

A：自転車にまたがった時に、両足先が地面に着くようにサドルの高さを調節しましょう。

● 交通の方法に関する教則第3章第1節2（自転車の点検（抜粋））

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があったら整備に出しましょう。

- (1) サドルは固定されているか。また、またがったとき、両足先が地面に着く程度に調節されているか。

<指導のポイント>

自転車はタイヤが2本のバランスの悪い乗り物です。

両足がつかない自転車に乗ると、いざという時にしっかり体を支えることが出来ず、倒れてしまいます。

しっかり両足先が地面につく高さにサドルを調節して自転車に乗りましょう。

③ 自転車に乗っているときに、一時停止「止まれ」の標識がある交差点があったが、あまり車が通らない所なので自転車のスピードを落として渡った。【×】

A：自転車も止まらなければならない。

● 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあっては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

- (2) 信号機などによる交通整理が行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通らしましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

<指導のポイント>

自転車は車の仲間ですので、一時停止「止まれ」の標識がある交差点では必ず一時停止をしなければなりません。

徐行は一時停止とは言えません。必ず止まって、車が来ていないことを確認してから進みましょう。

④ 自転車で走行中、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、その信号に従って横断する。【○】

A：歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは歩行者用信号機に従わなければなりません。

● 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

● 道路交通法施行令第2条第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の

灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令（道路交通法施行規則第3条の2（信号の表示））で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する青色の灯火
1 省略	1 省略	1 省略
2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、道路の横断を始めてはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、直進をし、又は左折することができること。
3 省略		
4 省略		

● 交通の方法に関する教則 第1章第2節1 （信号の意味（抜粋））

- (3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

- (1) 信号が青になってから横断しましょう。

なお、「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合や横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

<指導のポイント>

自転車は、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と書かれた表示板が設置されている所では、自転車は当該歩行者用信号に従わなければなりません。

⑤ 自転車で歩道を走る時は、歩道上であれば、どこを走行してもよい。【×】

A：歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。

● 道路交通法第63条の4第1項（普通自転車の歩道通行：概要）

道路交通法施行令第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者：概要）

交通の方法に関する教則第3章第2節1（4）（自転車の通るところ：概要）

- ・ 自転車歩道通行可の道路標識等がある場合
- ・ 児童及び幼児（13歳未満の子ども）
70歳以上の者
身体の不自由な人

の場合

- ・ 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行ができない場合

は、歩道を通行することができる。

● 道路交通法第63条の4第2項（自転車の歩道通行：概要）

普通自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が



自転車通行可



歩道通行可を示す標示

通行すべき部分として指定された普通自転車通行指定部分があるときは、普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないうきは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。

イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

<指導のポイント>

歩道を自転車で走行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

また、歩道は歩行者優先ですので、自転車は歩行者の通行を妨げないように走行しなければなりません。



交通安全テスト

(5・6年生用)



ただ 正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 歩行者がたくさん渡っている横断歩道を自転車に乗ったまま渡った。


☐

- ② 自転車に乗っているときに歩いている人とぶつかった。この時、相手の人が「大丈夫です。」と言ってそのまま立ち去っても、警察に交通事故の届出をしなくてはならない。


☐

- ③ 自転車から降りるときは、自転車の左側に降りたほうがよい。


☐

- ④ 「止まれ」の標識がある交差点では、自転車も一時停止をしたり、左右の安全確認をしなければならない。


☐

- ⑤ 下の絵の中で交通ルールを守っていない人はいない。


☐

交通安全テスト

平成30年4月号

解答・解説 (5・6年生用)

① 歩行者がたくさん渡っている横断歩道を自転車に乗ったまま渡った。【×】

A：歩行者の通行を妨げる場合は、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節1（自転車の通るところ（抜粋））

- (5) 道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。また、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

<指導のポイント>

横断歩道は歩行者が横断するための場所ですので、歩行者の通行を妨げるような場合は自転車から降りて、自転車を押して横断しましょう。

② 自転車に乗っているときに歩いている人とぶつかった。この時、相手の人が「大丈夫です。」と言ってそのまま立ち去っても、警察に交通事故の届出をしなくてはならない。【○】

A：交通事故が起こった時は、相手が事故現場から立ち去っても警察に事故の届け出をしなければなりません。

● 道路交通法第72条第1項（交通事故の場合の措置（抜粋））

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

<指導のポイント>

自転車は車の仲間ですので、交通事故があれば警察に必ず届出なければなりません。

相手が立ち去っても、交通事故を起こした時は、警察に電話をしたりお父さん、お母さんや家族の人に伝えるなどして、必ず警察に届け出るようにしましょう。

③ 自転車から降りるときは、自転車の左側に降りたほうがよい。【○】

A：自転車から降りるときは、自転車の左側に降りましょう。

● 交通の方法に関する教則 第3章第1節4（自転車の正しい乗り方（抜粋））

- (5) 停止するとき、安全を確かめた後、早めに停止の合図を行い、まず静かに後輪ブレーキを掛けて十分速度を落としながら道路の左端に沿って停止し、左側に降りましょう。

<指導のポイント>

自転車は車道の左端に沿って通行することが原則ですので、道路の左端に沿って停止し、自転車の左側から乗り降りしましょう。

自転車の右側に降りると、車やバイクが、右後ろから走ってくるので大変危険です。

④ 「止まれ」の標識がある交差点では、自転車も一時停止をしたり、左右の安全確認をしなければならない。【○】

A：自転車も一時停止をし、安全確認をしなければなりません。

● 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあっては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(2) 信号機などによる交通整理が行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通しましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

<指導のポイント>

自転車は車の仲間ですので、一時停止「止まれ」の標識がある交差点では必ず一時停止をしなければなりません。

徐行は一時停止とは言えません。必ず止まって、車が来ていないことを確認してから進みましょう。

⑤ 下の絵の中で交通ルールを守っていない人はいない。【×】

A：守っていない人はいる。交通ルールを守っていないのは右側通行の自転車である。



● 道路交通法第17条第4項（通行区分（抜粋））

車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道。）の中央から左の部分を通行しなければならない。

● 道路交通法第18条第1項（左側寄り通行等（抜粋））

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

<指導のポイント>

車は左側通行です。

車の仲間である自転車も左側通行となり、車道の左側端を通行しなければなりません。